

令和 6 年度授業料免除申請要項

高知工業高等専門学校

I 授業料免除申請について

令和6年度の授業料免除は、次の区分（**A・B**）のとおり実施します。授業料免除を希望する学生は、本要項を熟読し、期限厳守で手続きを行ってください。

A 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免【対象：4・5年生、専攻科生】

高等教育の修学支援新制度による「授業料減免」は、日本学生支援機構の「給付奨学金」と併わせて支援を受けることができる制度です。ただし、本科4年次以降に留年した者は、本支援の対象外となりますことをご留意ください。授業料等の減免を希望する方は、日本学生支援機構給付奨学金への申請を行う必要があります。

※日本学生支援機構給付奨学金の申請書類は、学生課学生係まで受け取りにお越しく下さい。

【認定要件】

- a. 国籍・在留資格等に関する要件
 - ー 日本国籍を有する者、法定特別永住者等
- b. 学業成績等に関する基準（採用時）
 - 4年生（編入生含む）
 - 次のいずれかに該当すること
 - ・ 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
 - ・ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
 - ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
 - 5年生、専攻科生
 - 次のいずれかに該当すること
 - ・ G P A等が在学するコース等における上位2分の1の範囲に属すること
 - ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること
- c. 家計の経済状況に関する基準

○収入基準

収入基準の審査については、マイナンバーを利用し日本学生支援機構が行います。また、次の算式により算出される算定基準額が51,300円未満の場合、受給対象となります。

【算定式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	算定基準額	後期授業料支援額
第Ⅰ区分	100円未満	117,300円（満額）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	78,200円（2/3支援）
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	39,100円（1/3支援）
第Ⅳ区分	51,300円以上～154,500円未満	29,350円（1/4支援）

※第Ⅳ区分は多子世帯支援（扶養する子の数が3人以上である世帯が対象）

※令和6年度後期においては、2023年（1月～12月）の収入に基づく2024年度住民税情報による審査となります。

日本学生支援機構のホームページに掲載の「進学資金シミュレーター」により、おおよその目安として判定することができます。（URL又はQRコード）

【進学資金シミュレーター】 <https://shogakukin.simulator.jasso.go.jp/>



○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

B 国立高等専門学校機構における授業料免除

(1) 災害等による授業料免除 【対象：全学年】

次の①又は②に該当する事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 授業料の後期の納付期限（10月）前6月以内において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) その他特別な事由による授業料免除 【対象：全学年（③のみ4年生以上）】

次の①～④のいずれかに該当する事情があり、かつ経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると認められる者

- ① 授業料の後期の納付期限（10月）前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、就学支援金の受給資格のない3年生以下の者であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる本科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由で就学支援金の加算が認められない又は申請ができない者で、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる自由がある者

(3) 私費留学生に対する授業料免除 【対象：全学年】

在留資格が「留学」で、国費外国人留学生又は外国政府派遣留学生のいずれにも該当しない学生で、経済的理由によって授業料の納付が困難な者^{※1}であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2／3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2／3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

* 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変については、学生課学生係までお問い合わせください。

免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

その他

- ・ 申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・ 前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・ 前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・ 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

Ⅱ 提出書類

1. 全員が提出するもの

区分	提出書類	提出期限
A 「高等教育の修学支援新制度」による授業料減免申請者	大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）	令和6年10月4日（金）
B 国立高等専門学校機構における授業料免除	授業料免除申請書（様式1）	
	家族状況等申告書（様式2）	
	市区町村発行の所得証明書 ・令和6年度（令和5年分）分 ・合計所得金額，課税標準額，市民税・県民税額，所得控除の内訳を記載したもので，免除申請者と生計を一とする世帯の全員分（就学者，15歳未満，専業主婦等含む） ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は，非課税証明書※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について，無収入申立書による申立てを行う場合は，新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。 住民票（免除申請者と生計を一とする世帯全員分）の写し	

2. 該当者が提出するもの

区分	提出書類	提出期限
B 国立高等専門学校機構における授業料免除	「家族状況等申告書（様式2）」において“はい”と回答した項目における“提出書類”	令和6年10月4日（金）

◆各様式について

本校ホームページに掲載しておりますので，必要な様式を各自ダウンロードしていただくか，学生課学生係窓口まで受け取りにお越しくください。また，郵送により請求する場合には，事前に学生係へ電話またはE-mailで申請区分をお申し出ください（＊別途，返信用封筒をご準備いただきますことご留意願います）。

◆提出書類の注意事項

- （1）提出書類はボールペン等（消せるものは不可）で丁寧に記入してください。
- （2）不備がある場合は受付できません。期限までに全ての書類を不備なく提出できるよう，早めに準備してください。

◆提出方法

担当窓口へ持参 又は 郵送

【提出先・問合せ先】

〒783-8508 高知県南国市物部乙200番1
高知工業高等専門学校 学生課学生係
TEL：088-864-5627
E-mail：gakuseikk@jm.kochi-ct.ac.jp